

青森市外出介護サービス事業

令和4年度から、サービス内容が「個別支援型」と「グループ支援型」に分かれました。詳しくは下記の「★サービスの内容」をご覧ください。

この事業は、市内に住所を有する障がいのある方や難病に罹患している方等に対して、社会生活上、必要不可欠な外出時の付添いのヘルパーを派遣します。

※交通手段の確保（タクシーの代わり）ではありません。

※事業の実施範囲は青森市内です。

★ 利用対象者(青森市内在住の方)

- (1) 重度の視覚障がい者（児）
- (2) 全身性障がい者（児）
- (3) 難病患者（児）
- (4) 知的障がい者（児）
- (5) 精神障がい者（児）
- (6) その他、発達障害等の診断を受けた方など

※介護保険対象者や自立支援給付を受けている方は、ご利用いただけない場合があります。

※保育園・幼稚園への送迎、習い事のための送迎など、移動先によって対象にならない場合があります。

※グループ支援型は、複数による介護が必要な方などは、ご利用いただけない場合があります。

★ 実施事業所

別紙事業所一覧をご覧ください。

★ サービスの内容

- ・個別支援型 利用者1人に対して、ヘルパー1人以上で支援します。
- ・グループ支援型 同一の目的地等へ移動する、最大3人までの利用者に対し、ヘルパー1人で支援します。（令和4年4月1日から実施）

※グループ支援型の実施が可能かどうかは事業所によって異なりますので、各事業所へお問合せください。

裏面もあります

★ 利用料(事業者にお支払いください)

- ・個別支援型 1時間につき、196円(以降30分毎に98円加算されます)
- ・グループ支援型 1時間につき、137円(以降30分毎に68円加算されます)

※市民税の課税状況に応じて、1ヶ月あたりの利用料上限額が設けられます。利用料上限額は利用決定通知書に記載されますので、ご確認ください。

※移動の際に車を利用する場合は、上記利用料の他にガソリン代等実費分が掛かります。

★ 申込方法

- ① 青森市障害者外出介護サービス利用申請書を下記窓口に提出します。
- ② 市が利用希望者の生活や障がいの状況、サービス利用意向、実施事業所について聴き取り調査を行います。聴き取り内容をもとに、サービスの支給量などが決定されます。
- ③ 市から利用決定通知書が届きましたら上記実施事業所に申し込み、サービスを利用します。(決定には2週間程度かかります。)
- ④ 実施事業所からの請求に基づき、利用料を支払います。

★ 申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、愛護手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳または難病に罹患していることが分かる証明書(診断書または特定疾病医療受給者証)
- ・発達障がい等の診断を受けたことが分かる証明書(診断書または特別支援学校・特別支援学級の在学証明書等) ※上記の障害者手帳をお持ちではない、18歳未満の児童に限ります。
- ・マイナンバーが分かるもの

【問い合わせ先・申し込み窓口】

- 〒030-0801 青森市新町1丁目3-7
福祉部障がい者支援課障がい福祉チーム
電話 017-734-5327(直通)
- 〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1
浪岡振興部健康福祉課民生福祉チーム
電話 0172-62-1113(直通)